

次に、「議案第109号 飯塚市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案書の1ページをお願いいたします。「議案第109号 飯塚市一般職の任期付職員の採用に関する条例」についてご説明いたします。まず、本条例提案の意図について、内容の説明の前にご説明をさせていただきたいと思っております。現在、市内小学校で実施しております少人数学級の教員について、現行の臨時的任用による運用では、来年度以降の教員の安定的な確保が困難であるとの見込みから任用方法についての見直しを行い、その結果、地方分権の進展や、構造改革特区制度等における地方公共団体の要望を受け制定をされました「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」、この法律に基づく本制度を導入いたしまして、改善を図ろうとするものでございます。条例の内容は、先進自治体の例等を参考に、法が条例に委任している事項すべてを網羅し、定めておりますが、当面の間は、少人数学級の教員に対してのみ本制度の適用を行う予定にしております。

続いて、条例の内容についてのご説明をさせていただきたいと思っております。議案書の1ページでございます。本条例は、ただ今ご説明いたしましたように、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を、任期を定めて採用するため、法が条例に委任している事項を定めるものでございます。2ページをお開きください。2ページから3ページにわたりまして、第1条から第7条まで規定を置いております。2ページのほうでございますが、第1条には制定の趣旨を、また、第2条及び第3条においては、それぞれ任期付職員を採用することができる条件を列挙しております。第2条において第1項及び第2項第1号から第4号まで規定しておりますが、まずは第1項のほうでございます。高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定期間活用して業務を遂行するためということで規定を置いております。また、第2項第1号から第2号でございますが、専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するが、その適任者の確保が一定期間困難な場合等に任期を定めて採用することができるよう規定しております。また、第3条においては、公務の能率的運営を確保するため、一定期間に終了することが見込まれる場合や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合等に、任期を定め採用することができるよう規定しております。さらに第4条においては、第3条第1項に規定された業務に従事させる場合や、住民サービスの提供時間を延長する場合には短時間勤務の職として任期を定め採用することができるよう規定しております。第5条は、第3条第1項または第4条第2項に基づき採用される職員の任期は3年間とされておりますが、その特例として、公務の能率的運営を確保するために必要な期間の見込みが3年を超えることが明らかな場合、法律の規定に基づき5年を超えない範囲内とするものでございます。第6条は、それぞれの職について任期の上限を定め、その範囲内において任期を更新することができるよう規定を定めております。4ページをご覧ください。附則におきまして、施行日を平成21年4月からと定め、また準備行為として、本条例施行日前に選考等を行えるよう規定しております。以上で説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 永露委員

ちょっと非常に分かりづらいんで、確認いたしますが、今の課長の説明によりますと、この条例は一般民間人を対象とするものではなく、少人数学級等に伴う教員の確保のためにだけ、今回は本条例を適用するというふうな受け止めたのですが、まずそれでよろしいですか。

○ 人事課長

ただ今のご質問でございますが、ご指摘がありますように一般民間人の採用が出来ないかというご質問につきましては、採用は可能でございます。この法律の趣旨といたしましては、先

ほど説明をいたしましたように、地方分権あるいは構造改革に伴います特区、具体的に申し上げますと、合併前の颯田町がこの少人数学級のような授業を展開しておりました。この時期につきましては、教員と言いますのは、都道府県しか採用することが出来ないということの法律の縛りがございました。これを外して、市町村でも教員を確保して少人数学級を実施するというので、特区の認可を受けて颯田町では実施をされておったものでございます。そのような状況がございまして、当然のことながら、期限を切ってと申しませうか、任用期間は限られるんですが、専門的な、高度な知識、経験を有した民間人の採用ということも、この法律の規定の中に網羅をされております。具体的に申すならば、例えばこの条例に定めております第2条第1項の規定の具体例といたしましては、企業会計に精通した公認会計士、こういう方をこの制度で任用いたしまして、公立病院の立直しなどを行うとかいう場合には、活用が出来る制度でございまして、先ほど申しましたのは、そのような様々な活用が網羅された条例ではございますが、当面の間については、先ほど申し上げました少人数学級の分につきまして適用を考えておるということで、ご説明をしたつもりでございまして。

○ 永露委員

分かりました。条例そのものとしては、一般民間にも適用される条例になっておるが、ただし今回については、少人数学級対応のための教員確保ということで、運用をやりたいということでしょう。それで分かりましたが、ちょっと私どもも不勉強なんで申し訳ないんですが、例えばこれをこのようにしないと、なぜ教員の確保が困難なのかというところを、もう少し具体的に言っていただくと分かりやすいと思うんですが。

○ 人事課長

その分につきましては、先ほども申し上げましたように、現在が臨時的な任用を行っておるというお話をさせていただきました。この臨時的任用につきましては、1年間というような制限が地方公務員法の規定の中にございまして。それで、昨年度この少人数学級導入の際に、いろいろと検討いたしまして、と申しますのが、この教員の確保につきまして、一定数を一定の期間教員の確保をして、その授業が実施出来るならば、当然飯塚市として教員の採用ということを実施すべきものだと考えます。しかしながら、この少人数学級につきましては、毎年3月末の児童数に応じまして、職員数を増減しなきゃいけない、具体的に申しますと、現在13名の教員を配置しておりますが、来年度は現在の見込では9名ということで、4名の減少が見込まれております。これにつきましても、最終的確定は3月での異動、これの確定が3月末行われます。その確定数をもってクラス編成が行われますので、その時点しか確保は、人数の確定が出来ないという状況がございまして。ということがありますので、現在としましては福岡県、県の方が抱えております非常勤講師の登録者、この中から担任としての経験があり、資質をもった職員を臨時的任用で抱えておる状況がございまして。しかしながら、臨時的任用ということで、金額も一定の単価で設定しなきゃいけないということで、私どもとしましては、新規に卒業して教員になられた方が、経験を4年積まれた時点での給与の額というようなことで、臨時的な任用についての賃金を設定いたしましたけれど、やはり処遇の面で県のほうの教員の方、いわゆる非常勤講師ですが、これは任期付の任用制度にのっとって運用されておるものですから、当然その経験年数が増えれば、昇給が行われるとか、それから休暇制度につきましても、普通の教員の方と同じような制度が設けられており、一方飯塚市では、臨時的任用でございまして、1年間にも10日間程度の休暇しか与えられないと、いろいろ処遇の面でひらきがございました。そういう中で、いろいろ検討いたしまして、一番良いのは県の方から派遣という形で教員が飯塚市の方へ迎えられないかというような検討もいたしましたけれど、これを県の方として受けますと、おそらくは他の福岡県の団体でも、自分のところでも派遣をしてほしいというような要望が出て、県としては対応が出来なくなるので、飯塚市自身の問題として解決してほしいというようなお話もございましたことから、このような制度導入に踏み切ったわけ

でございます。一番の問題は、先ほど言いましたように処遇の面もございませし、それからもう一つにつきましては、教員でございますので、フルタイムと言いましょか、月曜日から金曜日までの勤務が必要になります。飯塚市で現在、例えば非常勤嘱託とかいう制度がございませが、これは週32時間以内という、具体的に言いますと4日以下の勤務時間で、常勤の職員との区別をしておりますので、それでは学校での運用が難しいというような諸々の条件から、この制度の導入ということに至ったわけでございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

市の臨時職員の身分の教員の方は、何人おられますか。

○ 人事課長

現在、先ほどもお話いたしました、13名でございます。

○ 川上委員

それで、不都合なことが待遇の問題が一つと、それからもう一つは人数調整のことを言われましたね。待遇のことについて言えば、正規職員にすれば良いわけですよ。それから、人数調整については、市がやろうとしている方向は少人数学級を更に充実するという方針になっているわけですから、仮に35人の今の考え方で、仮にですよ、クラス数が10しかいらないと、それで3人はどうしようかと言ったら、3クラス少人数学級にすれば良いわけですね。笑い事じゃなくて。だから、市が正規採用すれば、教員の方達も安心して教育に力を注げるし、それから優秀な教員が集まりにくいということもなくなると思うんですよ。だから、お金のことも要るでしょう。だから、そういう試算もしてるはずですよ。そのお金のプラスマイナスが、どの程度になるかというのは、今、分かりますか。

○ 人事課長

先に結論だけ申し上げますと、試算は行っておりませ。と申しますのが、先ほども申しましたように、正規の教員採用ということについては、市町村といたしましては実施すべきでないという考えを持っております。あくまでも、市町村の方でも教員が採用できる制度は出来ましたがけれども、義務教育については都道府県がその費用を負担して実施するものだということが前提とっておりますので、そのために終身雇用のかたちで教員を採用するというのは、いかがなものかと考えております。

○ 川上委員

いかがということは、ないんですよ。文部科学省が、学級編成については柔軟対応するということが既に打ち出しているわけですから、だから現場の今の先生方が不安に思っているのは、身分保障と待遇改善でしょう。これに対する一番の答えは、正規職員です。それで、同時に数字的なことで、年度末に悩むようなことがあると言うんだけど、それも私が今言ったとおりです。市の方針に基づいて、35人学級なりあるいは更なる少人数学級を充実していけば問題は無いわけです。そうすることで、問題は解決するはずですよ。そうすると何が残るか、この任期付で、それで少し聞きますけど、条例の中に専門的な経験又は優れた識見を有するということなんですが、先ほど例示としては公認会計士がありましたね。勿論、教員も入るんですけど、私が今から言うような方々も入りますか。保育士、弁護士、通訳、IT技術者、金融関係の方々、皆入りますか。

○ 人事課長

この分につきまして、結論から申しますと、それぞれの条文の中で、該当が可能かと思いません。

○ 川上委員

確認します。それから、第2条の3行目に採用の方法について、選考によりと書いてありま

す。これは、競争試験を行うという意味ですか。

○ 人事課長

選考でございますので、競争試験ということは想定していないというようなことが、逐条解説のような参考文献には記載がございます。と申しますのが、迎え入れるポストと言いますのも非常に限定をされていて、こういう人材が必要だということで、この制度を使用するわけでございますから、その適任者ということについては、広く公募できるというよりは、その業務に適した人間を選考により採用すること、その方が効果的であるというような見地から、選考というような表現がなされております。

○ 川上委員

公務員の採用については、公平で客観的な競争試験に基づいて行うのが原則でしょう。それで、今のような選考によりということになってきますとね、大分県では、競争試験そのものが情実が働いていたんだけど、情実による人事を排除して能力の実証に基づく成績主義に基づいて、任用を行うということが難しくなるんじゃないですか。中立で公正な行政の遂行に必要ということでやってるやつが、ゆがめられるんじゃないかと思うんだけど、どうですか。

○ 人事課長

補足をさせていただきます。最初にご指摘ございましたのが、2条第1項の部分ということに限定をして、説明をさせて頂きましたけれども、それ以降の分でございますが、3条の分でございますね、一定の期間に終了することが見込まれる業務であるとか、業務量の増加が見込まれる業務、これについては、そのような採用試験を実施ということも構いませんので、制限はございません。そういう部分では、試験採用ということが可能でございますが、ただ先ほど申し上げましたように「逐条解説を読むと」という条件付きでございますけれども、選考というような表現にした理由は、専門性が求められるので、ここの部分については競争試験というよりは、選考が適当であろうということでございます。

○ 川上委員

そうしましたら、教員のことは先ほど言ったとおりですが、市の行政、一般行政職のありとあらゆる分野を対象に、今言った公認会計士以下言いましたけど、それ以外もあるかもしれません、そういう方々を市長が個別的に採用できるようになりますね。その場合、そうなるくと市役所が本来果たすべき公正、中正、全体の奉仕者としての役割が困難になる場合が生まれると思いませんか。

○ 人事課長

ご心配のことは、当然のことと思います。それで、前置きを、いわゆる少人数学級、教員の採用のためということで申し上げたつもりでございますが、と申しますのは、この条例を制定したからといって、例えば教員について採用できるかと申しますと、これにつきましては、教員の任用の条件、給料も含めましてでございますけど、その拠り所となる条例が必要でございます。現在の飯塚市の、例えば職員の給与条例につきましては、教員について該当するところがございませんので、これにつきましては、今議会でこの条例をご承認頂きました後、当初予算にもその費用について反映をさせていただきますので、3月議会でこの少人数学級の教員の任用に関する条例を提案させていただく予定にしております。従いまして、例えば専門性のある職員を採用することにつきましては、今の私どもの職員に適用しております給与条例で実施出来るかと言いますと、いかがなものかというふうに考えております。その採用の際につきましては、条例化が必要だと私は判断しておりますし、またその際につきましては、議会の方へお諮りするようになるかと思えます。

○ 川上委員

小学校の先生だけを対象に考えているのであれば、そのように条例の中に書き込めばいいじゃないですか。それを書かないというところに、この条例案の本質があるでしょう。法律です

から、そういうことでしょう。書き込めばいいことです。書かない、なぜ書かないのかというと、教員の方々5年以内はこの身分で雇用します、5年から先は分かりませんという最後通告を労働契約と一緒にもらうのと同じなんです。あなたは、雇用しますと、5年後はさよならと、これで飯塚市で一生懸命がなれるということにならないでしょう。だから、本当に子ども達のために、教員の待遇を改善し、条件を整えていくのであれば、正職にするということでがんばらなきゃしょうがないでしょう。総務部長が首をひねってますから、何か答弁が。

○ 総務部長

首をひねったと言われましたが、もともと教育につきましては、県の方でやっていただきたいというふうに思っております。現段階では、県で足りない部分を補完的に市町村がやっておるだけでございます、将来的に県が枠を広げるといってもございますので、今は補完的な形でこういった任用をいたしたいというところがございますので、任用についてはこの形式にならざるを得ないというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○ 川上委員

福岡県は、お金が無いとか何度でも言うけど、空港を海に作ろうとかね、なんぼでも無駄遣いしようとしてるところなんです。だから、関係の自治体が、少人数学級やりたいと、だから県はもっとお金出してくれいいうのを他の自治体とも連携をとってどんどん要求していいし、いかなきゃならんと思うんですよ。だから、総務部長が言われたように、ある段階で県が分かりましたと言う時期も来るかもしれませんね、当然。だからと言って、現段階で5年先はさよならというような雇用の仕方を、自分がされたらどうですか。自分が5年先はさよならと言われたら、もう退職近い人はいいでしょうけど、力が入らないでしょう。だから、私は一方では市の職員の採用について一般論で市長が個別の意思で採用できる状況をつくるのはおかしいということ、それから本当に教員の方々の待遇を改善しようと思えば、正規雇用するというのが一番解決策としては唯一ベストというふうに思うわけです。噛み合いますか。

○ 人事課長

先ほど、総務部長も答弁をさせていただきましたけれども、おっしゃることも分かりますけど、現行制度の中で最大限何が出来るかということを考えて出した結論でございます。基本的には、都道府県が義務教育については、実施をやるということが大原則でございます、これは例えば市町村でそういうふうな終身雇用を行うということになれば、市町村の方で全部やれということにもなりかねません。それは逆行ではないかというふうにも考えます。これは私見でございますが、もう一度申し上げますけども、現行制度の中で何が出来るか考えた中で、ベストの選択ではないかも分かりませんが、これが最大限の私どもが提案する制度でございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

議案第109号、飯塚市一般職の任期付職員の採用に関する条例案に反対の立場から討論をします。この条例案は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的な知識経験または優れた識見を有する人を選考により任期を定めて採用できることにするものです。教員の他、公認会計士、弁護士、通訳、IT技術者、金融関係者あるいは保育士などが、短時間勤務職員を含めて一般行政職のあらゆる分野が対象になるわけです。そもそも公務員の採用は、公平で客観的な競争試験に基づいて行われることが原則なはずで、これは情実による人事を廃止して、能力の実証に基づく成績主義に基づいて任用を行うことが、中立で公正な行政の遂行のために必要だという観点にたったものです。これに対して、条例案にある選

考による採用は、いわば高度の専門的知識や優れた識見が必要だという抽象的な基準に基づいて、その都度の判断により市長が個別に採用できるようにし、情実や一部の利益に沿った採用への危険性が広がります。また、安心して働き続けられる公の職場を確保することは、住民本意の行政サービスを安定的に提供する前提です。現在、不安定雇用の拡大、定員の削減や賃金の抑制が市職員の働き甲斐を損ない始めているのではないのでしょうか。従って、新たに任期付という名目で、不安定雇用の拡大する今回の条例案に賛成できません。なお、35人学級に伴って、採用した教員の待遇改善と、よりよい教育の実現のためには任期付ではなく、正規採用こそが必要であります。以上で、私の討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第109号 飯塚市一般職の任期付職員の採用に関する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。